# 特定非営利活動法人キッズドア 経理規程

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人キッズドア(以下、「当法人」という。) の業務遂行を伴う諸取引を正確かつ迅速に処理し、財政状態及び経営成績に関 し、真実かつ正確な報告を提供するとともに、経営活動の計数的把握を通じ て、経営活動の効率的運営を推進することを目的とする。

(適用)

第2条 当法人の財務経理事務の処理は、この規程の定めるところによる。

(財務経理事務の範囲)

- 第3条 この規程は、次に掲げる財務経理関係事項について適用する。
- (1) 会計帳簿及び帳票に関する事項
- (2) 金銭出納に関する事項
- (3) 決算に関する事項
- (4) 税務会計に関する事項

#### (会計年度)

第4条 当法人の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日より翌年 3月31日までとする。

(会計単位)

第5条 当法人の財務経理は、原則として法人で統一とする。

(区分・部門別管理)

第6条 当法人の活動計算は、法令及び定款に従い区分管理を行い、必要に応じて 部門別の管理を行なう。

(担当部署)

第7条 財務経理事務はSOILチームが行なう。

(責任者)

第8条 財務経理総括責任者は、SOILディレクターとする。ただし、財務経理総括 責任者に事故があるとき又は財務経理総括責任者が欠けたときは、理事長が財 務経理総括責任者の職務代行者を指名することができる。

#### (担当者)

- 第9条 財務事務及び経理事務は、SOILチーム所属の職員が遂行する。財務事務担 当者及び経理事務担当者は、職制に基づいて定める。必要に応じて財務事務及 び経理事務を外部に委託することができるが、その判断及び承認は財務経理総 括責任者が行い、その責任を負うものとする。
- 2 財務事務担当者及び経理事務担当者は、財務経理総括責任者の指示のもとに、この規程の定めるところに従い、財務事務及び経理事務を遂行する。

#### (機密保持)

第10条 財務経理事務を通じて知り得た当法人の機密に関する事項は、法令又は法人の許可なくして漏らしてはならない。

#### 第2章 会計帳簿及び帳票

#### (原則)

第11条 当法人の取引は、全て適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に帳簿及び 伝票に記録、整理しなければならない。

#### (勘定科目)

第12条 当法人の勘定科目及びその配列はNPO法人会計基準及び一般に公正妥当と 認められる会計慣行に従って決定する。

#### (会計伝票)

第13条 すべての取引は、原則として会計伝票に記録して残す。会計伝票は、電磁 的記録による方法、紙による方法どちらかの方法によって作成する。

#### (会計帳簿)

第14条 当法人の会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 補助元帳
- (3) 残高試算表

#### 第3章 金銭出納

(範囲)

第15条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

(出納担当部署)

第16条 金銭の出納は原則としてSOILチームがこの責任を負う。財務経理総括責任者の判断で、金銭の出納の業務を、内部又は外部の者に委任することができる。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納責任者は、財務経理総括責任者が定める。

(出納担当者)

第18条 出納担当者は、出納責任者が定める。

(間接入金)

第19条 金銭の出納は、出納担当者が行なうこととし、出納担当者以外の者が金銭 を受領した場合には、すみやかにこれを出納担当者に引渡さなければならな い。

(領収書)

第20条 金銭を収納した場合には、原則として領収書を作成して交付する。

(収納)

第21条 収納した金銭は、すみやかに銀行口座へ入金させるものとする。

2 金銭の収納に用いる口座は、SOILチームが管理するものとする。

(支払基準)

- 第22条 商品、物品、用役及びサービス等の支払いは、契約書等で定められた支払 条件によるものとする。
- 2 契約書等で定められた支払条件がない場合、当法人の支払いは原則として月末 締め翌月末日銀行振込払いとする。

(支払の依頼)

第23条 金銭の支払いに際して、業務担当者は、請求その他取引を証する証憑に基づいて、規定された者の承認を得て、SOILチームに支払いを依頼するものとする。

#### 第4章 決 算

(責任)

第24条 決算を作成する責任者は、理事長とする。

#### (事業計画及び予算)

第25条 事業計画及び予算を作成する責任者は、理事長とする。

#### (決算諸表)

第26条 期末決算においては、以下の決算諸表を作成する。

- ア) 事業報告書
- イ) 貸借対照表
- ウ) 活動計算書
- エ) 財産目録
- オ) その他法令等に定められた書類

#### (決算報告)

第27条 理事長は、毎期末の決算について、理事会及び総会に報告する。

#### 第5章 税務会計

#### (税務の基本原則)

第28条 税務の処理に当たっては、税務関係法令を適正に解釈し、適正額による申告及び納税を行なわなければならない。

#### (税務申告)

第29条 税務申告は、財務経理総括責任者がこれを取りまとめ、理事長の承認を得て行なう。

### (細則)

第30条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

## (付則)

- 1. この規程は、令和3年9月1日より施行する。
- 2. この規程の一部を改訂し、令和5年6月10日より実施する。